

感染症による出席停止について

以下の感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。
この期間は欠席扱いになりませんから、治療に専念してください。

なお、感染症が治って登校するときは医師の診断を受け、治療証明書に記入してもらってください。

記

1 感染症の予防について

- ※ 学校は多くの子どもたちの集団生活の場であり、学校生活が円滑に実施され成果をあげるためには、学校や保護者が心得ていなければならないことがたくさんあります。学校における感染症の予防もその一つであり、ぜひ正しいご理解とご協力をお願いしたいと思います。
- ※ 校長は、児童生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、またはかかるおそれがあるときは、出席を停止させることができることになっています。

(学校保健安全法第19条)

2 出席停止期間について

- ※ 学校において特に予防すべき感染症の出席停止期間は、次のとおりです。(規則第19条)
平成24年度より一部変更。

病名	出席停止期間
インフルエンザ	<u>発症した後5日を経過</u> し、かつ、 <u>解熱した後2日</u> (幼児にあっては、3日)を経過するまで。 ※発症した日を0日とします。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹が消失するまで。
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 <u>2日を経過</u> するまで。

- ※ 出席停止期間は、感染症の種類に応じてだいたいの基準が定められていますが、症状は個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて元気になってから登校するように留意してください。なお、感染症の感染を予防するために出席停止期間中は、他の児童との接触はさけるようお願いします。

証 明 書

赤磐市立軽部小学校（ ）年（ ）組

氏名（ ）

病 名	
インフルエンザ	(型)	
百日咳	麻疹	風疹
流行性耳下腺炎	咽頭結膜熱	水痘
その他の感染症	()	

出席停止期間： 月 日 ～ 月 日

上記疾病は感染の恐れがないので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医師氏名 _____ 印